○矢萩座長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第2回「児童福祉施設等の 感染防止対策・指導監査の在り方に関する研究会」を開催いたします。

構成員の皆様には、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。 本日は、ウェブ会議にて開催させていただいておりまして、全ての構成員の方に御出席 を頂戴しております。

それでは、議事に入りたいと存じます。

最初に、議題1「児童福祉施設の感染防止対策・指導監査に係る対応方針への意見照会結果」についてでございます。

まずは、事務局から御説明いただきまして、その後、構成員の皆様に御議論いただきた いと存じます。

事務局、よろしくお願いいたします。

○小澤総務課長 ありがとうございます。

それでは、お手元の資料、また、画面共有においても表示いたしますので、いずれかを 御覧になっていただきますようお願いいたします。

それでは、画面共有に切り替えさせていただきます。

それでは「児童福祉施設の感染防止対策・指導監査に係る対応方針への意見照会結果」 でございます。1枚おめくりくださいますようお願いいたします。

まず、地方自治体及び関係団体への意見照会について、状況を御報告いたします。記載のとおり、第1回研究会終了後に、地方自治体及び関係団体に対して、上のほうに書いてある2つの内容により意見照会を行いました。地方自治体については、地方自治体の規模等を踏まえまして、都道府県2、政令指定都市2、中核市2に加えて当研究会の構成員より意見聴取を行いました。

また、関係団体といたしましては、各種児童福祉施設の関係団体より意見聴取を行いました。

次に、意見照会内容でございます。児童福祉施設における感染防止対策につきまして、 新型コロナウイルス感染症の流行の状況、介護、障害福祉サービスにおける対応等を踏ま え、以下についてどのように考えるかということ。

①といたしましては、下線部のみ申し上げますが、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練の定期的な実施を努力義務とすること。②といたしまして、業務継続計画の策定、周知、必要な研修・訓練の定期的な実施を努力義務とすること。これらは、いずれも第1回研究会の資料3別紙に記載されているものでございます。

また、同じく、同資料に記載されていたものとして意見照会したものを内容2として、 児童福祉施設に対する指導監査につきまして、新型コロナウイルス感染症の流行の状況、 他の福祉施設についての対応等を踏まえて、児童福祉法施行令38条の「1年に1回以上」 「実地につき」の要件について例外的に書面による監査等を可能とすることについてどの ように考えるかという点につきまして、それぞれ意見照会を行いました。

次のページをおめくりくださいますようお願いいたします。1①、1②につきまして、こちらの1枚にまとめております。

努力義務化に当たり国・地方自治体に求めることについての意見といたしましては、まず1点目、ここでは想定している訓練・研修の具体的な内容の例示が必要、あるいは、業務継続計画についても同様に、具体的な内容の提示を求めたいという意見が地方自治体側からございました。2点目として、このまん延防止のための研修・訓練の定期的な実施については、都道府県から適切なアドバイスをいただきたいという意見が関係団体側からございました。次に、児童福祉施設を想定した業務継続計画のひな形などを示していただきたいという意見。それから、新たに対応が必要になる項目がどういったものなのかは整理いただきたいという意見がそれぞれの関係団体からございました。

次に、盛り込む内容についてでございます。まず1点目として、専門知識なしでも理解できる分かりやすい内容にすべきという意見が地方自治体からございました。また、新型コロナウイルス感染症のより感染力の強い変異株の出現などといった特殊な状況にも対応可能な内容とすべきという意見が関係団体側からございました。

その他の懸念事項としては、努力義務の一部または全部を果たさない施設がある場合、 指導監査においてどのような対応が取られるのか、ペナルティの有無が懸念されるという 意見が関係団体側からございました。

引き続きまして、次のページをお願いいたしたます。

3ページ「2. 児童福祉施設等に対する監査の頻度及び方法の見直しについて」でございます。

まず、書面監査の是非について。これについてはおおむね反対する意見等はございませんでした。その上で、遠方への監査には数時間の移動を要するため、書面監査を歓迎するといった意見。一方で、書面監査は導入すべきだが、無条件で認めるべきではないという意見。それから、子どもの様子や施設内の設備など、実地でなければ確認が困難な点もあると考えられるので、これらの取扱いについて議論が必要という意見がございました。

次に、書面監査の要件についてでございます。書面監査を認める要件が厳格過ぎると柔軟な対応が困難になる場合があるという意見が地方自治体の側からありました。また、地域における感染症の流行状況に鑑みて、自治体の判断により書面監査を可能とすべきという意見も関係団体からございました。さらに、書面監査が常態化しないよう、一定要件を満たす施設のみを対象とすべきという意見が関係団体からございました。

次に、リモートによる監査についてでございます。聞き取りが必要な場合でもリモートでの対応を検討してほしいという意見が関係団体からございました。また、施設側・自治体側ともに、リモートの環境が整備されていない現場が多い点は留意すべきという意見が地方自治体の側からございました。

4ページ目をお願いいたします。同じく、監査の頻度及び方法の見直しに関する意見の 続きでございます。

書面監査の方法についてでございます。書面であってもしっかりと監査項目を確認する必要があるので、効果的な書面監査の方法についても示してほしいという意見が地方自治体からございました。書面監査の方法は、施設側の過度な負担増とならないよう留意が必要といった意見が関係団体からございます。また、機微な取扱いが必要な資料、具体的には連絡帳など個人情報が含まれた資料を想定していますが、これの郵送取扱いについて示してほしいという意見が地方自治体からございます。

次に、監査の頻度でございます。社会福祉法人への法人監査と同様に、3年に1回にすることも検討すべきという意見が関係団体からございました。また、他の社会福祉施設への監査については通知で定められているにもかかわらず、児童福祉施設への監査については政令で定められている理由があるのかという意見が関係団体からございました。

その他として、第三者評価の受審に対するインセンティブを設けるなどして、第三者評価を積極的に活用すべきという意見が関係団体からございました。

資料1についての説明は以上でございます。

○矢萩座長 ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明につきまして、構成員の皆様から御質問、御意見等ございましたら、お願い申し上げます。

それでは、ご検討中のようですので、お伺いさせていただきます。「努力義務化に当たり国・地方自治体に求めること」ということでお手元の資料1の2ページにございましたけれども、地方自治体の立場で御出席くださっている皆様、いかがでしょうか。

お手が挙がりました。金築構成員、よろしくお願いいたします。

○金築構成員 島根県でございます。よろしくお願いいたします。

1つは、感染症に対応した研修・訓練、それから業務継続計画の部分でございます。基本的には、各自治体、関係団体の御指摘というのはごもっともだろうと思っております。

私、すごく難しいなと感じているのは、2ページ目の中ほどに「盛り込む内容について」という記載がございまして、その中の2つ目の○は、どういう状況を想定して今回盛り込むべき内容を決めるのか。もともと新型インフル対応があって、今回コロナがあって、また次の強力な感染症を視野に入れて対応するのか。今後どういう感染症が広がっていくのかというのは専門家でも分からないところがありますので、今回、努力義務を研修もしくはBCPを策定ということになったときに、一番難しいのは、どの事象とか状況をベースとして盛り込んでいくのか。今後の新たな要素を盛り込むというのは現時点ではなかなかハードルが高いのかなという感覚を持っております。

例えば、今回のコロナで基本になった基礎的な感染対策とか、施設や保育所内で最低限 すべき初動の対応みたいなところは、現状のコロナの対応の中から導き出せる部分は多少 あると思うのですけれども、余りにも中長期的な将来のことまでも想定して義務化という レベルを上げてしまうのが難しいのかなと、この内容を見て感じたところでございます。

それと、2番目の監査のところでございます。島根県の場合は、前回もちょっと御説明させていただきましたが、現状、既に県の判断で書面監査を一部導入しております。書面監査については、事務処理の観点等を含めれば歓迎すべき点はあると思うのですけれども、御指摘のとおり、例えば指導監査という目的からすると、その辺の適正性を書面を含めていかにチェックできるかというところでございます。

島根県の場合は、監査の方針としては、新設・創設から3年間は実地の監査をさせていただいて、3年以降のところについては基本的には2年に1回は書面に取り組めています。ただ、その場合にも、前年度の監査で適正であったという判断をした場合、その翌年は書面でもよしと。またその次には実地をやるということ。つまり、監査で実地指導で指摘があった場合は毎年実地に入るということです。やはりその辺の書面導入部分は必要だと思うのですけれども、御指摘があるように、一定の要件を設けた形で導入していかないと、本来の監査の目的である質の確保とか、そういった点については担保も難しい面があると思いますので、自治体の立場としては、このとおり一定の要件を整理した上で認めていく方向でもいいのではないかという気はしておるところです。

以上です。

○矢萩座長 ありがとうございました。

ただ今、島根県の金築構成員から御意見を頂戴しましたが、ほかの自治体から御出席の 構成員の皆様、いかがでしょうか。

横浜市様、お願いします。

○玉井構成員 横浜市です。よろしくお願いします。

島根県さんからも御意見がありましたように、書面監査の導入に当たっては、方向性と してはいいと思いますが、ある程度要件を具体的に定めた上での導入が必要ではないかと 考えております。

書面監査が実地監査と同じようにできるかというと、やはり難しい面があると考えています。現場でないと確認ができない点で言えば、横浜市では毎年度監査の実施方針を定めまして、当該年度の重点事項に基づいて監査を行っています。その中には、毎年決まって重点事項に挙げております子どもの安全確保という項目があります。例えば、事故防止及び対応マニュアルを作成・周知しているか、事故が発生した場合の事故の状況や対応等の記録、さらに、その事故が起こった場合の原因究明及び再発防止策についての話し合いは、書面とヒアリングによって確認できると思います。しかし、転倒・落下防止策の有無、あるいは危険物が散乱していないかとか、そういったところは実際に現地で施設自体を確認しないと分からないところがあります。睡眠時の呼吸確認の状況についても、実際、子どもが寝ている様子を見ての確認が必要と思います。

ですので、書面監査というのは実地監査と同じようにできるものではないということを前提に、この後、論点整理のところでも、要件の具体化について話が出るかと思いますが、

その点をもっと具体的に検討していく必要があると考えております。

○矢萩座長 ありがとうございました。

川口市様、いかがでしょうか。

○木村構成員 川口市です。よろしくお願いいたします。

川口市は平成30年から中核市となりまして、その中核市になった時点から保育所の指導 監査を行っております。今年で4年目になるのですけれども、今年から毎年、保育所には 実地指導に入っているということになります。それまでは2年に一度の実施でございまし た。施行令に合った毎年の実施ということで議員さんとか保育の担当課からも求められま して、2年に一度から毎年行っているところでございます。

実地で行ってはいるのですけれども、コロナの中でございますので、今、施設内の巡視をやめているところでございます。そういたしますと、衛生用品の置き場所とか、おむつとか嘔吐物(セット)の置き場所とかのチェックもできませんし、子どもたちがどのように過ごしているかということの確認も今はできない状況であります。

実地で何を行うかと申し上げますと、こちらでは子ども・子育て支援法上の確認監査も同時に行っておりますので、人員配置の面で特に時間をかけて見ているところですけれども、人員配置が適切かというところで出された勤務実績表とタイムカードの確認、給与明細などの確認も行っておりまして、そういったことはやはり書面監査では難しいのかなというのはございます。

そうした資料をすべて提出していただいた上で行うことも可能ではありますけれども、 どうかなというところでございます。私たちは30年から開始しておりますので、(はっき りとは言えませんが、人員については)なかなか徹底されていないところがございます。 一番重要なところではあるのかなと思いますので、その辺を書面で行うにはどういうふう にやっていったらいいかという問題はあると思います。

もう一つ、感染症対策のほうですけれども、保育所では既にたくさんの感染症対策を行っております。チェック項目にもございまして、保育所保育指針や保育所における感染症対策ガイドラインに基づきましてかなりのチェックを行っているところでございます。そうしたところとの整合性を取っていきながら、二重にならないようにやっていくべきなのかなと考えております。

あと、防災のほうですけれども、避難訓練とか消火訓練とかは毎月するように義務づけられておりますので、その辺と併せてやれるような方法があったらいいのではないかと考えております。

以上でございます。

○矢萩座長 どうもありがとうございました。

すみません。ネットワークの関係で一部聞こえなかったところがございましたが、ほぼ 大丈夫でした。ありがとうございます。

ただいま横浜市の玉井構成員様、川口市の木村構成員様より御意見を頂戴しましたが、

関係団体の皆様はいかがでしょうか。

大場構成員、お願いいたします。

○大場構成員 リモートによる監査についてちょっとお話をさせていただきます。

リモートについては、リモート環境が整っているかどうかというのが1つあると思いますけれども、監査の場合に、1つの項目だけでなくて、同時にいろいろな分野との監査になるので、リモート環境が複数で対応できるかどうかも日程の関係で出てくるかと思います。ネット環境で支障が生じたりすると、そこで並行してやった場合にうまくいかないところが出るだろうということで、リモートでできることとできないことをある程度明確にしておいたほうがよろしいかなと思います。

それと、監査の中で、処遇の関係で対応していただくときに子どもの記録の閲覧が出てくるのですが、原則、子どもの記録については外に持ち出すことを禁止しておりますので、送ったり、画像でということはちょっと難しいと思うのです。そうしますと、監査の中で、リモートで可能なもの、可能でないもの、あるいは、1年で文書でできないものについては2年に1回隔年でやるのか、3年に1回やるのか、その辺を少し見えるような形にしたほうがいいのかなと思います。記録の関係、個人情報の関係で行くと、どうしてもそこはかなり丁寧に扱わなければならないかなと思っています。また、防災の関係では、例えば動画で撮ってそれを送るとかは個人情報ということにもなりませんので、そういうことも可能なものについてはリモートの対応ということも出てくると思います。この項目についてはどうなのだろうかということを、監査調書に合わせて、これは文書で、これは動画で、あるいは写真で、これについては対面でということで、ある程度調書に従って、そこに付記なり何なり明記していただければよろしいかなと思います。

以上でございます。

○矢萩座長 ありがとうございました。

ほかに、ございませんでしょうか。

伊藤構成員、お願いいたします。

○伊藤構成員 よろしくお願いいたします。

まず、食中毒予防等の研修・訓練の努力義務についてですが、先ほどの話にも出たように、既にかなり行っていますし、研修なども自治体がそのような研修は必ずするようにとなっているので、実質それほど負担感はないと思うのです。

もう一つ、感染症等に対する業務継続計画について、どこまでイメージすればよいのかということがあります。感染症の場合は保健所の指導とかが入ってきます。そういう中で、実際どこまで業務継続をしていくとか、そのようなことの判断がまず難しいというところ。 先ほど話が出たように、新型コロナ以上のものが出てきたときに、もちろん初動体制でこういう動きをする、例えば保健所と連絡するとか、そのような体制は取れるのですけれども、業務継続といったときに、どこまで業務を継続すべきなのか、私たちの判断でできること、できないことが出てきたときにどのように対応するか、その辺りの大枠を決めても らわないと、イメージとしてなかなか難しいかと思います。

監査の件では、2年に1回、3年に1回とするならば、一定の要件を付けていただきたい。例えば前年度の指摘事項がなかったとか、そのようにしてもらえたらと思います。

あと、保育関係です。新規の施設がかなり出てきているので、新規施設に関しては、開設して2年間は実地をするとか、そのようなことも必要なのかなと思います。むしろ、新規に作ったときには不安もあるかと思います。

それから、リモートでの対応です。確かに、できること、できないことの切り分けが必要ですし、できる施設、できない施設というのもあるとは思うのですけれども、保育の立場でいえば、このコロナで、いろいろな補助金等を使って、研修などもかなりの園がリモートでできる状況になっていますので、一律そうしなければならないではなくて、可能なことはちゃんとリモートでできるということを書いてもらえたらと思います。

以上です。

○矢萩座長 ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

福山構成員、何かございますか。

○福山構成員 今、BCPを作成しているのですけれども、保育所の方とかはどうなのか分からないのですが、私どもの業界は人員の問題がちょっと。私どもの業界で働きたいという方は余りいらっしゃらないのかなとも思うのですけれども、人材の不足ということが言われておりまして、BCPの中で、人材をある程度補充・補完しながら業務を継続していくといったところがあるので、そこのところがちょっと難しいのかなと感じました。

あと、今でこそ、この感染症は落ち着いていて、また、アルコールとかマスクについても潤沢に手に入るようにはなってきているのですけれども、昨年の、アルコールがない、マスクがないといったあの状況、それにも増して、クラスターなどがまた起きてしまったとき、そのような状況のときにでも書面監査というのがあるのかというところ。そういう状況のときには書面監査もなくすような状況が出てきてもいいのかなと思うわけです。そういったところを感じました。

すみません。何か感想のようになってしまいました。

○矢萩座長 とんでもございません。ありがとうございます。

様々な御意見を頂戴しました。

まず、資料1の2ページになりますけれども、このあたりはもう既にほかの法令下で十分にチェックしている部分も多いところで、重複について考慮したほうがいいのではないかという御意見があったかと存じます。

そして、その盛り込んでいく内容につきまして、ここに「専門知識なしでも理解できる、 分かりやすい内容にすべき」という文言がございますけれども、どういう状況を想定した 上でその内容を考えていくのかというところで御意見がありました。

業務の継続計画につきましては、ただいま福山構成員、または伊藤構成員から、どこま

で継続するべきか施設自体では判断がつきにくい場合、難しいときにどうしたらいいのか、 あるいは、人材不足の現場においては、業務の継続はそのほかの意味でも難しいところが ある、また、コロナのような状況が再来した場合にどのように対応するかというところも 御意見を頂戴したかと存じます。

そして、資料1の3ページ目ですけれども、書面なのか、対面なのか、リモートなのかというあたりの切り分けをどうしていくのかというところで、それぞれの構成員から御意見を頂いたかと思います。

横浜市の玉井構成員から、横浜市では基準を当該年度の重点事項として、行われているということでしたが、同じ項目でも実地でなければ確認できない内容があるという御意見でした。島根県では既に書面監査が行われていて、3年間は実地ですけれども、それ以降は、前年度の適正を要件に2年に1回は書面であると。そして、川口市は、指導監査4年目に入られたということですが、保育所について2年に1度の実地だったものが逆に毎年実地になっているということを発言していただきました。

この後、とりまとめに向けた論点でこのあたりにまた触れていくことになると思いますが、できること、できないこと、そしてその基準をどうしていくのかというあたりも議論になるのではないかと伺いました。

何かつけ加えるようなことはございますでしょうか。

それでは、次の議題をお願い申し上げます。

資料2の「スケジュールの見直し(案)」について、事務局からお願いいたします。

○小澤総務課長 事務局でございます。

再び、画面またはお手元の資料を参照しつつ、御説明させていただきたいと思います。 画面共有させていただきます。

こちらが「児童福祉施設等の感染防止対策・指導監査の在り方に関する研究会スケジュールの見直し(案)」についてでございます。前回第1回の研究会のときには、年内に研究会の取りまとめを行いまして、その後、感染防止対策マニュアル・業務継続計画ガイドラインを公表して、そして3月に関係法令の改正、4月以降、新たな基準に基づく感染防止対策、監査の実施ということで御提案させていただいておりました。

現在、この感染防止マニュアル・業務継続計画ガイドラインを事業者に委託して作成をお願いしていますが、今回こちらのほうからの提案として、調査研究事業者による児童福祉施設や自治体等へのアンケート調査及びヒアリング調査を来年1月上旬まで実施するという提案がございました。

ちょっと前後してしまいますが、この一枚紙の下のほうを御覧になっていただきますようお願いします。画面にも出していますが、「調査研究事業の概要」というところでございます。この調査研究事業におきましては、児童福祉施設における感染防止対策に関する調査研究、感染症等発生時の児童福祉施設における業務継続の在り方に関する調査研究という二本立てになっております。これらにつきまして、まず、11月から1月にかけまして

児童福祉施設、地方自治体、あと「等」として有識者を想定していますが、これらに対するヒアリング調査を実施する。そして、児童福祉施設に対するウェブアンケートを12月から1月にかけて行う。それを踏まえまして、このスケジュールのところにございますが、マニュアル(案)・ガイドライン(案)を提示して、そして、2月にはマニュアル・ガイドライン公表という流れのスケジュールで現在動いております。

これを踏まえまして、今回の御提案は、もともと12月に予定していました報告と取りまとめを1カ月程度遅らせまして1月下旬。今までは3回で研究会を終わらせる計画でしたが、追加して、開催を1回多くしまして、第4回研究会ということで、まず感染防止マニュアル、業務継続計画ガイドラインの策定状況を報告させていただきつつ、取りまとめということにさせていただければと考えております。それまでの過程としては、もともと取りまとめとしていた12月の第3回研究会におきましては、まずはこの2つのマニュアル・ガイドラインの策定方針を報告させていただくとともに、取りまとめの骨子案を提示させていただく。それから、先ほどいただいた議論、あるいはこれからいただく議論を踏まえて取りまとめ骨子案を提示していきたいと思います。そして、12月から1月にかけまして、取りまとめ骨子案に対する地方自治体・関係団体の意見を聴取しまして、1月下旬に第4回研究会。そして、取りまとめた上で、2月中に感染防止マニュアル・業務継続ガイドラインの公表、3月に必要に応じて関係法令の改正、その上で4月から新たな基準に基づく感染防止対策、監査の実施を進めていきたいと考えております。

スケジュールの見直しは以上でございます。

○矢萩座長 ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、構成員の皆様から御質問、御意見等ございますでしょ うか。よろしいですか。

調査・研究等の進捗状況との絡みもあり、取りまとめが少し遅れるということと、研究 会が1回多くなるということです。ありがとうございます。

それでは、次の議題に移らせていただこうと存じます。

議事の3つ目になりますけれども、資料3「取りまとめに向けた論点」につきまして、 事務局から御説明をお願い申し上げます。

○小澤総務課長 それでは、お手元の資料3を用意していただくか、画面を御覧になって いただきつつお願いします。

画面共有させていただきます。

資料3「児童福祉施設等の感染防止対策・指導監査の在り方に関する研究会 取りまとめに向けた論点」でございます。

「1. 感染症及び食中毒の予防等のための研修・訓練の努力義務化」ということで、これは最低基準省令の関係でございます。既にまん延防止等の措置が先行している障害児入所施設等以外の児童福祉施設につきまして、平時における感染症等のまん延防止の観点から、職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修並びに感染症

の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならないことと する。これは既にお示しさせていただいている見直しの方向性でございます。

その上で、今回、論点といたしまして2点を挙げさせていただきました。

- (1) 訓練・研修の具体的な内容が分かるよう、通知等における具体化が必要ではないか。これにつきましては、資料1のところでも説明があったとおり、同様の意見がございまして、これを踏まえての論点とさせていただいております。
- (2)新型コロナウイルス感染症のような未知の感染症の出現等も視野に入れるべきか。これにつきましては、先ほど資料1のところで、新型コロナウイルスの変異株ということで、意見を聞いた時期は8月ということで、いわゆる第5波の感染状況が非常に深刻だった時期ということもあり、変異株というのが比較的大きな注目を浴びていましたが、今後のことを考えますと、新型コロナウイルス感染症のさらなる変異株、また、例えば新型インフルエンザ、H5型の新型インフルエンザといった未知の感染症の出現も視野に入れるべきかという論点とさせていただいております。
- 「2.業務継続計画の策定、周知、必要な研修・訓練の努力義務化」に行かせていただきます。これも最低基準省令の関係でございます。同じく、先行している障害児入所施設等以外の児童福祉施設につきまして、感染症流行時の業務継続の観点から、方向性としては、①のところでは、業務継続計画の策定、それに従って必要な措置を講ずることに努めなければならないこと、②といたしましては、職員に対しまして業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練の定期的実施に努めなければならないとすること、③として、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこととする。という形で、方向性として考えております。

その上で論点といたしましては、今回のこの業務継続計画の関係を2点、それから感染症の関係を再掲という形で2点示しております。

まず、論点の(1)として、児童福祉施設を想定した業務継続計画のひな形を提示すべきではないか、(2)として、障害児入所施設で策定等が義務づけられている業務継続計画は、感染症流行時及び非常災害発生時を想定したもので、児童福祉施設の業務継続計画も非常災害発生時を対象に入れるべきかという点を論点として挙げさせていただいております。それから(3)(4)につきましては再掲でございます。(3)として、新型コロナウイルス感染症のような未知の感染症の出現等も視野に入れるべきか。(4)といたしましては、訓練・研修の具体的な内容が分かるよう、通知等における具体化が必要ではないかという点を挙げさせていただきました。

次に、2枚目のところですが、「3.児童福祉施設等に対する監査の頻度及び方法の見直し」についてです。これは、現在、児童福祉法施行令で定められているものに関する関連事項でございます。

これにつきましては、今回、都道府県知事による実地監査につきまして、新型コロナウイルス感染症の流行状況や他の福祉施設についての対応等を踏まえ、実地による監査を原

則とした上で、例外的に、下記のいずれかに該当する場合には、書面等による監査を可能 とする。

現在検討している頻度といたしましては、①として、いわゆる非常事態宣言というような状況下を想定した上で、対象となる児童福祉施設の所在地における感染症の流行状況を踏まえ、実地における監査を控えるべき事情があると認められ、かつ、直近の監査において大きな問題が確認されていない場合を想定しています。また、②として、対象となる児童福祉施設の前年度の実地監査の結果、適正な運営が確保されている場合を一応挙げさせていただいております。

なお、これにつきましては、先ほどの資料1のところの議論の中で、いわゆる新設の施設も考慮して、そういった施設については一定の期間実地をすべきではないかという意見が既にございましたので、これを踏まえた検討が今後必要というふうに認識しております。その上で、論点といたしましては、(1)として、自治体側の懸念である「実地でなければ確認が困難な点」について、前年度の監査においてその点が確認できていることを書面監査の要件としてはどうか。(2)として、ICT環境が整備されていない現場に配慮するため、オンライン会議による監査の導入・実施は任意である旨を明確にすべきではないかという点。(3)として、監査の実効性を確保しつつ、施設・自治体双方の過度な負担増加を避けるため、書面監査において確認すべき事項・求めるべき書類等の目安を示すべきではないか。(4)として、他の福祉施設に関する規定を踏まえまして、児童福祉施設に対する監査の頻度や方法について、引き続き政令で規定すべきかどうか。(5)として、監査における第三者評価の活用はあり得るか。監査主体である自治体が実地または書面で確認を行うものではない点も留意すべき必要があるかと思いますが、この点についても論点として挙げさせていただきました。

今後、この論点、方向性に沿って骨子の具体化をさせていただこうと思っておりますが、 当然、先ほど資料1のところでいただいた意見の内容も十分考慮させていただこうと思い ますし、また、この論点についての御意見も踏まえて検討させていただきたいと思います ので、よろしくお願いします。

では、座長、お願いします。

○矢萩座長 ありがとうございました。

ただいまの御説明、そして、全体を通しまして、構成員の皆様から御意見、御質問等ございましたら、お願い申し上げます。

大場構成員、お願いいたします。

○大場構成員 監査対策と研修・訓練の対応ということで、具体的な対応についてですが、 BCPに盛り込むにしましても、平時の訓練あるいは研修と、非常事態宣言下あるいはまん延 防止措置の中での対応というのが違ってくると思うのです。そのほかに、コロナの場合で すけれども、施設内で職員あるいは子どもに陽性者が出た場合、陽性者は出ていないけれ ども濃厚接触者ということで指定された場合、あるいは、児童養護施設ですと、小・中・ 高校に通っている子どもたちも多いわけですから、学校でクラスターが発生した場合とか、それぞれの対応が違ってくると思うのです。このレベルについてはどういう研修、どういう訓練が必要なのか、具体的な対応ということではそういうことも含めて示していただきたいというのが多くの施設の希望。何をすればいいのか。平時でこれからの予防ということは、通常の対応ということになるのでしょうけれども、起きた場合、あるいはそこにクラスターでなくても1人でも陽性者が出た場合、濃厚接触者あるいは関係団体だということを区分けして、そこに違いがあるのかどうか、同じなのか、その辺が見えるような形のガイドラインということで示していただくことが必要かなとも思っています。

全ての施設ではないのですが、何カ所かの施設で出た場合に、今回のコロナであれば、ワクチン接種の関係で、いろいろな事情でできない子どもさん、職員がいるわけです。そのときに保護者から、ワクチン未接種の職員について担当を外してくれというような話が現実に家庭の中で出たりしているのですということがあったわけです。そうすると、全部盛り込むわけにはいかないわけですけれども、想定されるものというのは、指導監査のときに文書ではなかなかできないこともあるので、実質的にはどこかで文書プラスリモートみたいな形で意見交換ができるような指導監査の在り方も御検討いただくことがいいのかなとも思っています。

今回のコロナの関係もそうなのですけれども、発熱してコロナの疑いがあるときに、子どもを病院に連れていく、そのときにどんな対応をするのかという事細かいものが何もないのです。職員が行くとしたら、最大限、マスクとか着用して、車の窓を開けて行くということですけれども、私は北海道ですが、冬場だと、窓を開けて運転というのはなかなか難しいかなということにもなります。様々なことが想定される。そういう意味では、指導監査で、文書だけではなく、リモートと抱き合わせの監査の在り方も併せて検討していただきたいと思います。

以上です。

○矢萩座長 ありがとうございました。

ただいま大場構成員から御意見を頂戴しましたが、1の項目の論点(1)「訓練・研修の具体的な内容」についての御意見だったと理解してよろしいでしょうか。

- ○大場構成員 はい。
- ○矢萩座長 ありがとうございます。 伊藤構成員、お願いします。
- ○伊藤構成員 1のところに関してです。

その前の「スケジュールの見直し」の資料のところで、感染防止マニュアルとかいうのをまた作るということですけれども、先ほど話が出たように、保育には感染症対策ガイドラインが既にあって、その中でも感染症の予防等かなり事細かく書いてあるので、新しいものとの関係性を整理していただきたいと思います。

○矢萩座長 ありがとうございます。

現行のものとの整合性というところですね。ありがとうございます。

そのほかにございますでしょうか。

ただいま1につきまして御意見を頂戴したところですが、2に関しまして、先ほどの資料1のところでも御意見を頂戴したのですけれども、業務継続計画の策定関連については、いかがでしょうか。

伊藤構成員、お願いします。

○伊藤構成員 続いてで申し訳ないです。2の業務継続計画のところです。

もちろん、施設は施設で感染症が起こったときに業務継続の計画は作らなければいけないと思うのですけれども、今回のコロナで、結局、園が休園になってしまったときに、本当に必要な方の保育をどうするかということで、1カ所にまとめてそこで保育を展開した自治体もあるわけです。行政として保育を継続していく方法を探る部分と、各施設がしなければいけないこと、そこの切り分けも整理しておくべきかなとも思うのです。今回は特に施設だけのことになるのか。施設がするにしても、市全体とか自治体全体の計画の中でどうしていくのかということもあります。その辺りが結びついていないとばらばらなものになってしまうのかなと思います。

以上です。

○矢萩座長 御意見ありがとうございます。

業務継続計画につきまして、施設が行うべき部分と自治体全体の方向性との関係がどうなっていくかということについて御意見がございました。

ほかに、業務継続計画関係で何かございますでしょうか。

島根県様、お願いいたします。

○金築構成員 業務継続計画の関係でございますが、論点の(1)のところで「児童福祉施設を想定した業務継続計画」となっております。先行している介護とか障害のほうでも、 入所系、通所系、訪問系とかで業務継続計画の中身が大分変わってきますので、ひな形についてもそれぞれ施設類型に応じた形で提示いただくような形が望ましいかなと思っています。

それと(2)の非常災害時を対象としたBCPですが、これについてはもう既に平成10年のところでも、社会福祉施設全般で厚生労働省の社会・援護局のほうからBCP計画策定ということの通知が出されていまして、結構細かい内容が定めてあります。県のほうでもそれに基づいて、監査等でも、現状でも特に非常災害時に対するBCPの策定状況等は一応チェックはさせていただいております。非常災害時のを設けるということも一連の行為として再確認の意味で入れられるのはいいと思うのです。先ほどの全体のBCP計画で既に動いている内容等、先ほど来も出ています重複、新しい項目を入れるのか入れないのか、そういった点の整合性の整理はお願いできればと思います。

○矢萩座長 ありがとうございました。

いろいろなところで整合性ということが出てきておりますけれども、ほかにございます

でしょうか。2番の特に業務継続計画のあたりですけれども。

先ほどの資料1に対する御意見でも頂戴していると思われますけれども。

木村構成員、よろしくお願いします。

○木村構成員 ありがとうございます。

先ほどの1のときもそうだったのですけれども、定期的に実施するということが求められるかと思うのです。この「定期的」につきまして、どのような周期で定めるかというのは今後のそういったガイドラインの作成とかに委ねられることになるのでしょうか。

- ○矢萩座長 こちらは事務局からお願いします。
- ○小澤総務課長 お答え申し上げます。

まさに今、木村構成員がおっしゃいましたように、今後のマニュアルの作成の中で、この「定期」というのがどの程度の期間かというのは検討していきたいと思います。ただし、 先ほどのマニュアルの案をこちらの研究会にも提示できればと思っていますので、そうしたところでこの「定期」という点についても御議論いただく形でできればと考えておりますので、よろしくお願いします。

○矢萩座長 ありがとうございます。

木村構成員、よろしいでしょうか。

そのほか何かございますか。

よろしくお願いいたします。

○玉井構成員 今、話がありました訓練の頻度についても、非常災害時の避難訓練や消火 訓練では、最低基準省令で毎月1回という回数が定められておりますので、それと同様に 具体的な目安が必要と思います。

また、訓練の内容につきましても、図上訓練でいいのか、実地訓練を行うのか、どこまで必要なのか具体的に示していただきたいと考えております。

以上です。

○矢萩座長 ありがとうございました。訓練等の回数ですね。省令との絡みというところ で御発言いただきました。

ほかにございますでしょうか。

では、資料3取りまとめに向けた論点の2ページ目、3番のところに進めてまいります。もう既にお話も出たりしておりますけれども、監査の頻度及び方法の見直しということで論点が5点示されております。いかがでしょうか。クラスターなどが生じた場合の御心配の御意見もありましたし、新規施設に関してもございました。そして、先ほど複数の構成員の方から、実地でなければ不可のものと、書面とかリモートでも可のものを切り分けていくというところが御意見としてあったかと思います。大場構成員からお話があったと思いますが、特にコンプライアンスに関わるような書類に関してはリモートでは難しいという御意見がございました。(1)(2)(3)(4)(5)と挙げられておりますけれども、何か御意見ございましたら、お願い申し上げます。

伊藤構成員、お願いします。

○伊藤構成員 ICTの関係で、今頃、いわゆるICT上、データ上でいろいろな記録が残っていたりしますが、それをどこまで印刷して用意するのか等についても整理してもらえたらありがたいです。

この書類は全て印刷してちゃんと用意しておくべきものなのか、それとも、iPadみたいなものを持ってきて、それで見せれば済むものなのかとか。例えば書類に印鑑がどこまで必要なのかとか。今、印鑑は基本的になくす方向で進んでいますが、その辺も併せて整理してもらえたらありがたいかなと思います。

監査する側からすると、それをどうチェックしたのかということが問題になるかと思うのですけれども、できるだけ事務的な負担を減らして、なおかつ、園やその保育内容がしっかりと動いていけばいいと思います。

以上です。

○矢萩座長 ありがとうございます。そのあたりの具体的な部分、大変重要かと存じます。 ほかにございますでしょうか。

それでは、(5)を見ていただきたいと存じます。監査における第三者評価の活用の是 非という論点が示されているわけですけれども、各自治体様、そのあたりいかがでしょう か。

横浜市様、お願いします。

○玉井構成員 第三者評価の結果をもって監査で指摘するということであれば、視点が異なるので難しいのではないかと考えております。そもそも第三者評価をもとに監査が行われるということを第三者評価の実施機関が想定していないということもあります。第三者評価を実施していないこと自体、監査へ行って受審を促すということであれば、これまでも横浜市では行っておりますし、それは引き続き継続してやっていきたいと思っております。

以上です。

○矢萩座長 ありがとうございます。

監査と第三者評価は、違う視点から行われるものであるという御意見を頂戴しましたが、 ほかの自治体ではいかがでしょうか。

金築構成員、お願いします。

○金築構成員 島根県でございます。

基本的な考え方は、先ほど横浜市さんがおっしゃったとおりで、第三者評価というもののもともとの趣旨が今の指導監査と違うところにあって、自己評価をベースにした、どちらかというと、利用者とか保護者に対しての説明責任を果たすという意味合いでの役割だというふうに認識しておりますので、そもそも指導監査のような適正性が担保されているかのチェックというところと趣旨が違うかなと思います。ある程度配慮すべきというところで少し工夫ができる余地はあるかもしれませんけれども、例えば、第三者評価をもって

監査のほうがオーケーですというように連動させることはなかなか難しいのかなと、自治 体、島根県の考えとしては持っているところでございます。

○矢萩座長 ありがとうございます。

木村構成員、お願いします。

○木村構成員 川口市では、第三者評価をされている保育所というのは本当に少なくて、 私どものほうでやってくださいというお勧めも今のところはしておりません。チェック項 目としてはありますので、(実施の有無を)チェックしていただいてはいるのですけれど も、費用がかかったりするというのもありまして、第三者評価自体についてはなかなか進 んでいないところでございます。

先ほど横浜市さん、島根県さんもおっしゃったように、趣旨が違いますので、これをもって代えるということは難しいかとは思うのです。処遇に関しては使えるところがなくもないかなとは考えておりますけれども、全体として使うというのはちょっと難しいのかなと考えております。

以上でございます。

○矢萩座長 ありがとうございました。

大場構成員、お願いします。

○大場構成員 ありがとうございます。第三者評価についてです。

1つは、評価機関の問題があるかと思うのです。それぞれの施設に対して評価の実績があるところと初めて評価するところということでは、やはりそこに評価の違いが出てくるかなと思うのが1点。

それから、社会的養護の施設については、第三者評価が義務化されているのです。受審 の義務があります。受審義務のないところとあるところの差異。

もう一つは、第三者評価の共通の項目と、都道府県の推進機構の中で付加項目ということで追加で、その都道府県の推進協議会の中で第三者評価の推進機構の中で決めていることがあるので、全国統一でないという部分も出てくるかと思います。第三者評価を参考にはできるのでしょうけれども、それに代替するということは、今の時点では少し無理があるのかなと私自身は感じています。

以上です。

○矢萩座長 ありがとうございました。関係団体のお立場として受審義務の差異から難しいところがあるという御意見を頂戴しました。監査項目の不統一については、施設種別、地域によっても違ってくるところがあるかと思います。

この第三者評価につきましてほかにございますか。

伊藤構成員、お願いします。

- ○伊藤構成員 ごめんなさい。第三者評価ではないです。
- ○矢萩座長 結構です。どうぞ。
- ○伊藤構成員 先ほど川口市さんから意見が出たのですけれども、保育園は新制度になっ

て、子ども・子育て支援法の確認監査というものがまた別にあるのです。その辺との整合性も取ってもらえたらと思います。自園ではないのですが、今年の例で、ある園は普通の監査が終わった後に、また確認監査が来てしまい、監査がかぶったことがあります。例えば、そういうのを整理してちゃんと毎年見られるようにする方法もあるだろうし、一方で、両方とも同じ年に行うようにするということもあり得ると思います。その辺りの整合性というか、負担をできるだけ減らすような方向にしてもらえたらなと思います。

○矢萩座長 ありがとうございます。

金築構成員、お願いします。

- ○金築構成員 先ほどの子ども・子育て支援法上の監査のところでございますが、島根県では、基本的に児童福祉法に基づく監査と子ども・子育て支援法に基づく確認監査を、県と市町村が一緒になって同日実地監査に行って連携を取りながらやるようなやり方をしておりますので、そういったこともひとつ参考として。2つの根拠法に基づく監査というのを連携しながらやるということは確かに必要だろうなと考えています。
- ○矢萩座長 貴重な御意見ありがとうございます。

このあたり、ほかにございますでしょうか。よろしいですか。前の項目でもつけ加える ことなどがございましたら、御発言いただいてよろしいかと思います。

横浜市様ですね。玉井構成員、よろしくお願いします。

○玉井構成員 書面監査については、先程来各委員から御意見が出ているとおり、書面監査において確認すべき事項、求めるべき書類等の目安を示していただくことについて是非お願いしたいと思っております。

その上で、事業者の方、施設側の負担等にも配慮した上で、自治体側の判断で調整できる余地を残しておいていただければ有難いです。前年度の監査の結果で課題が多かった事項については、要件の一つに追加をしたいところです。

以上です。

○矢萩座長 ありがとうございます。監査の実質化というところで必要なことと思われます。

そのほかいかがでしょうか。資料1も通しまして何かございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

特にないようでしたら、本日はこれにて閉会させていただきたいと思います。御協力ありがとうございました。

では、事務局、お願いいたします。

○小澤総務課長 それでは、最後に事務的な連絡でございます。

次回の会議につきましては、先ほどの資料2の日程上では12月とさせていただいております。また追って日程を調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○矢萩座長 本日は、お忙しいところ、皆様どうもありがとうございました。引き続き、 どうぞよろしくお願い申し上げます。